

# 下仁田町応援商品券事業 特定事業者募集要項

下仁田町商工会

## 1 趣旨

下仁田町から委託を受け、下仁田町商工会が実施する「下仁田町応援商品券事業」の特定事業者（以下、「取扱店」という。）を募集するため、必要な事項について定める。

## 2 取扱店の募集受付期間

令和2年11月30日（月）まで

## 3 商品券の利用期間

令和2年6月22日（月）予定 ～ 令和2年12月31日（木）

## 4 商品券の利用制限

商品券は次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

- (1) 国税、地方税、使用料等の公租公課
- (2) 有価証券、商品券、切手、プリペイドカード等換金性の高いもの
- (3) たばこの購入（電子たばこを含む）
- (4) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (5) 不動産の購入、支払いに関するもの及び金融機関への預け入れ
- (6) 会費、商品及びサービスの引換券等代金の前払いするもの
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (8) その他、町が適当でないと認めたもの
- (9) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

## 5 取扱店の登録資格

下仁田町が発行する下仁田町応援商品券（以下、「商品券」という。）を取り扱うことのできる事業所の登録資格は次の通りとする。

- (1) 申請者が下仁田町内に事業所等を有する事業者又は下仁田町商工会（以下「商工会」という。）に加盟する事業者であること。
- (2) 市町村民税等に滞納がないこと。
- (3) 各種関係法令等を遵守し事業を行っていること。
- (4) 代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の予防に努めること

なお、取扱店は、商品券の換金を次に掲げる下仁田町内の協力金融機関で行うため、協力金融機関の預金口座を持っていない場合は、予め開設しておく必要がある。

<協力金融機関> 予定

- (1) 群馬銀行下仁田支店
- (2) しののめ信用金庫下仁田支店
- (3) 群馬県信用組合下仁田支店 / 群馬県信用組合西牧支店
- (4) JA 甘楽富岡下仁田支所 / 西牧出張所

## 6 利用済み商品券の換金期間及び支払日

令和2年7月6日（月）～令和3年1月20日（水）まで

（原則：月2回 / 毎月5日・20日予定、休日の場合は翌営業日）

支払日は換金申請後、およそ金融機関営業日7日間で指定口座に送金します。

※町、金融機関と調整中のため変更になる可能性があります。

## 7 取扱店の責務

- (1) 特定取引において商品券の受け取りを拒んではならないこと。
- (2) 商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。
- (3) 町と商工会に適切な連携体制を構築すること。

## 8 取扱店募集の周知方法

- (1) 下仁田町商工会ホームページ掲載
- (2) 下仁田町ホームページ掲載
- (3) 下仁田町広報掲載
- (4) その他の広報媒体

## 9 取扱店の登録方法

- (1) 取扱店の登録を希望する事業所等は、登録申請書(様式1)を郵送、FAX、電子メールいずれかの方法で下仁田町商工会に提出し、承認を得るものとする。
- (2) 下仁田町商工会は、承認した事業所等へ、取扱店であることの資材（のぼり、ポスター等）を配布する。

## 10 登録取扱店の周知

- (1) 対象者への商品券送付時に、取扱店の一覧を同封  
※令和2年6月15日までに申請した店舗等
- (2) 下仁田町商工会ホームページ掲載
- (3) 下仁田町ホームページに掲載
- (4) その他

## 11 取扱店の費用負担

登録にかかる費用は無料とする。また、利用済み商品券の換金にかかる金融機関への手数料は無料とする。

## 12 取扱店資格の喪失

下仁田町商工会は、本要項7に定める行為に違約する行為が認められた場合には、換金の停止、取扱店の登録取り消し及び損害金の申し受け等を行うことができる。

## 13 紛失等の責務

利用者から受け取った商品券の真贋確認、盗難、紛失、滅失は、取扱店の責務とする。

## 14 届出事項の変更

取扱店は登録事項に変更があった時は、速やかに下仁田町商工会に届け出るものとする。

**連絡先** 下仁田町商工会 群馬県甘楽郡下仁田町下仁田353-6  
TEL 0274-82-3206 FAX 0274-82-5595